

国土調査法（昭和二十六年法律第八十号）第十九条第二項の規定により、宇陀市における地籍調査の成果を国土調査の成果として認証したので、同条第四項の規定により次のとおり公告します。

平成二十五年一月八日

奈良県知事 荒井正吾

一 調査を行った者の名称

宇陀市

二 調査を行った期間

宇陀市 平成十六年七月六日から平成二十三年五月二十三日まで

宇陀市 平成十七年九月二十七日から平成二十三年四月二十六日まで

三 成果の名称

宇陀市榛原区上井足の一部の地籍図及び地籍簿

宇陀市榛原区上井足の一部の地籍図及び地籍簿

四 調査を行った地域

宇陀市榛原区上井足の一部の地域

宇陀市榛原区上井足の一部の地域

五 認証年月日

平成二十四年十二月二十五日